

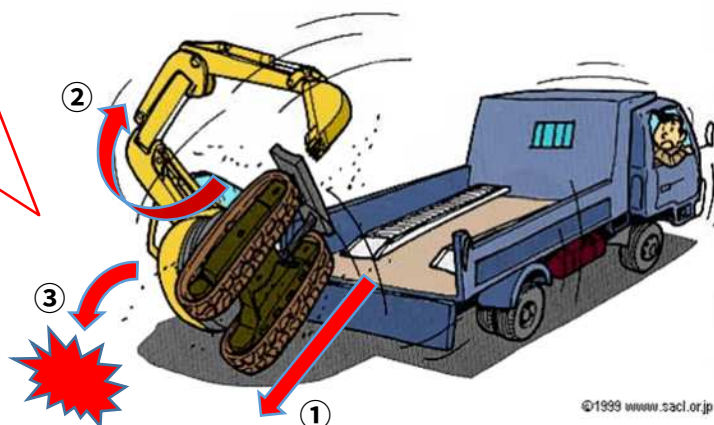
その作業方法、ちょっと待った!! 非常に危険です!! ドラグ・ショベルを降ろす作業中、 機械ごと転落し、挟まれて死亡

高松労働基準監督署 令和3年6月 死亡災害

貨物自動車の荷台に積載していた掘削用機械（ドラグ・ショベル）を降ろすため、バケットを地面に突いて支えにし、履帯（クローラ）先端を着地させた後、バケットを浮かせて旋回をしていたところ、バランスを崩し機械が転倒し、操作者が運転席から投げ出され、その下敷きになった。

- 荷台から斜めに降り、
- ①「地面に履帯先端を付けて機体が斜めになった状態」から、
 - ② 旋回すると、
 - ③ 重心変化や遠心力で転倒する危険性が非常に高くなる。

※特にダンプ車は荷台が高く、機体が大きく斜めになる。



©1999 www.sacl.or.jp

(公社)建設荷役車両安全技術協会 災害事例イラストより

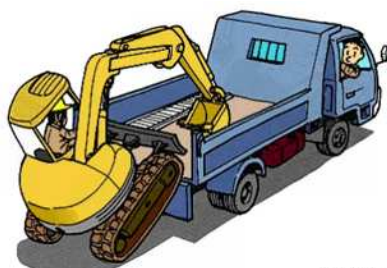
⚠ 危険

- ・斜めになった状態の不安定な姿勢のドラグ・ショベルを旋回すること
- ・シートベルトを使用していないこと（備え付けられていない）
- ・道板や盛土等の斜路を使用していないこと（作業計画が作られていない）

➡ 対策は裏面へ

Q：現場でも動画でも見る方法なので、大丈夫なのは？

A：推奨される技能ではありません。原則禁止として下さい。



(公社)建設荷役車両安全技術協会
災害事例イラストより



動画サイトでも見かける、このような積卸し方法は大変危険です！ドラグ・ショベルのみで積込む方法が技術のように説明され、プロのテクニックと思われるかもしれませんが、高リスクで曲芸に近いものです。リスクの少ない方法を選択するのがプロです。

👉ポイント

道板や斜路、積載車など様々な方法があり、それぞれ危険性があります。しかし、安易に危険度の高い方法を選択すべきではありません。



香川労働局・各労働基準監督署



<R3.8>

建設機械を移送する時、守るべきこと

— その積み方は技能ではなく、無謀ではありませんか？ —

Q：重機の移送方法に法律上の決め事があるんですか？

A：法令上は、下記のように規定されています。

法 車両系建設機械の移送 労働安全衛生規則第161条

1 事業者は、車両系建設機械を移送するため自走又はけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、当該車両系建設機械の転倒、転落等による危険を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

- 一 積卸しは、平たんで堅固な場所において行うこと。
- 二 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当なこう配で確実に取り付けること。
- 三 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅及び強度並びに適度な勾配を確保すること。

【解釈例規】（昭和47年9月18日 基発第601号の1）

- 1 （略）
- 2 「十分な」とは、積卸しを行う車両系建設機械の重量及び大きさに応じて決定されるべきものであること。
また、「適当なこう配」とは、当該機械の登坂能力等の性能を勘案し、安全な範囲のこう配をいうものであること。
- 3 第3号の盛土の強度については、盛土にくい丸太打ちを施し、かつ、十分につき固めるなどの措置を講ずることにより確保されるものであること。



注意

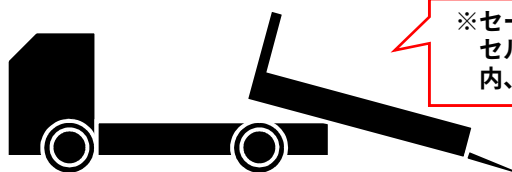
道板（十分な長さ、幅、強度を有するもの）は、荷台の道板掛けに確実に取り付け。盛土は十分に締固めるなど、細部の確認は抜かりなく！

Q：法令上の作業方法しか認められないのでしょうか？

A：現場に合わせ、危険度の少ない方法を選択して下さい。

より安全に作業を行うため、ローダー等の専用の積載車※を使用することも効果的と考えられます。当然、積載車にも使用時の危険性がありますので、メーカー規定の作業方法や使用基準を守ってください。

道板や盛土でも固定や強度が不十分など、転倒災害に繋がる可能性があります。現場の状況等を踏まえ、最適でより安全な方法を採用しましょう！



※セーフティローダーやローダーダンプ、セルフローダーなどと呼ばれるものの内、建設機械の移送に対応した積載車



ポイント

移送方法の決定にあたって、移送を行う事業者だけでなく、現場に合わせた積卸し作業を行う場所や費用の確保など、発注者と元請等による配慮や準備、指導が必要です！